

第6 医療扶助の申請から決定まで

医療扶助が申請されてから決定されるまでの一般的な事務手続きについて、簡単に説明します。

1 医療扶助の申請

初めて生活保護法の適用を受けようとする者、あるいは、既に何らかの扶助を受けていた者が、医療扶助も併せて受けようとするとき及び従来から受けていた医療扶助の内容、程度について変更を求めようとするときは、各区保健福祉センター等に対して保護の申請をする必要があります。しかし、急迫した状況にある場合は、例外として保護の申請がなくても、職権により保護が行われることがあります。

保護の申請は、保護申請書又は保護変更申請書（傷病届）（以下「傷病届」という。）を提出して行います。

2 医療の要否の確認

保護の申請を受けた各区保健福祉センター等は、医療扶助を行う必要があるか否かを判断する資料として、医療要否意見書、精神疾患入院要否意見書等必要な要否意見書の用紙を申請者に交付し、指定医療機関が記載した要否意見書に基づき医療の要否を確認します。

したがって、要否意見書は、要保護者が医療扶助の決定を受けようとする場合に必要となる大切な資料ですので、各要否意見書の裏面の「注意事項」に基づきできるだけわかりやすく、かつ正確に記入のうえ、速やかに該当の保健福祉センター等へ提出してください。

また、医療要否意見書（入院外）は医療の要否を判断するとともに、被保護世帯の援助方針を確立するうえで、極めて重要な資料となることをご理解いただき、次の事項について格別のご配慮をお願いいたします。

(1) 「主要症状及び今後の診療見込」欄の記載

医学的所見を簡明に記載してください。特に空欄のままや患者の主訴のみを記載されて提出される例がありますので注意してください。

(2) 「診療見込期間」欄の記載

保護の要否判定、援助方針の確立をするうえで重要ですので必ず記入してください。記入に際し入院・入院外の区別を明確にお願いします。

なお、見込期間の記入要領は、暦月単位で記入してください。当該要否意見書における診療開始日の属する月内で治療が終わる見込みであれば見込日数を、当該要否意見書における診療開始日の翌月以降になる見込みであれば、見込月数を3ヶ月・6ヶ月等と暦月単位で記入してください。

例) 当該診療意見書の診療開始日が4月16日

①4月30日までが見込期間の場合：15日間

②5月1日までが見込期間の場合：2ヶ月

③6月30日までが見込期間の場合：3ヶ月

④7月15日までが見込期間の場合：4ヶ月

(3) 「直近前2か月間の通院日数（継続のみ）」欄の記載

継続通院している場合、直近前2か月間の通院日数を記載してください。

例) 直近で4月2日、4月16日、4月30日、5月7日、5月21日に通院しているとき

→ 「4月 3日」「5月 2日」と記載

(4) 「症状から見た稼働能力の程度」欄の記載

稼働年齢層（15歳～64歳）にある入院外患者にかかる医療要否意見書の「症状から見た稼働能力の程度」欄については、各区保健福祉センター等において就労指導の参考としていますので、ご記入願います。（「症状から見た稼働能力の程度」欄の上欄に「※」が印字されている場合に限る。）

- 参考 不 能——全く働くことができない
 軽労働——軽作業ないし短期間の仕事ができる
 中労働——普通の仕事ができる
 重労働——どんな仕事でもできる

(5)「栄養補給を必要とする程度」欄の記載

入院外患者に対して栄養補給のための加算（在宅患者加算）の可否を判断する資料となりますので、直近検査数値及び栄養補給の可否について、必ず記入してください。（原則として内科のみ。「栄養補給を必要とする程度」欄の上欄に「※」が印字されている場合に限る）

※在宅患者加算は、3ヶ月以上の治療を必要とし、かつ、栄養の補給を必要とする者と認められる者に対して加算を行います。

3 医療扶助の決定

各区保健福祉センター等は、指定医療機関から提出された各種要否意見書を検討し、医療の要否、他法他施策（例えば、障害者総合支援法）の活用等について検討したうえ、医療扶助の決定を行います。

ただし、初めて保護を受けようとする要保護者については、その世帯の収入認定及び医療費を除く最低生活費の算定が行われ、所要医療費概算月額と対比して、医療扶助の決定が行われます。

また、すでに生活保護を受給中の者で医療の必要性が明白に認められる時（風邪、歯痛等の軽い疾病の場合に限る）は、医療要否意見書の提出を求めることなく被保護者の保護変更申請書である傷病届により医療扶助を決定（変更）のうえ医療券の発行ができます。

4 医療券の発行

医療扶助が決定された場合には、その必要とする医療の種類、例えば入院、入院外、歯科、調剤等に依りて医療券・調剤券が発行されます。医療券は、暦月を単位として発行され、有効期間が記載されていますので確認のうえ、診療にあたってください。

なお、本市においては、各区保健福祉センター等の入力に基づいて、医療券をシステムにより作成のうえ指定医療機関毎に全市分を一括して郵送により毎月月末までに送付しています。

ただし、新規や変更などにより一括発送とならなかった医療券については各区保健福祉センター等から送付します。

※訪問診療について

医療要否意見書に訪問診療が必要であると記入されたものについては、各区保健福祉センター等で通院の可能性を確認し、医療券にメッセージを印字しますので、訪問診療が必要な患者は必ず訪問診療欄に記入してください。

各区保健福祉センター等において、通院が可能と認められる場合には、次のように「通院での加療をお願いします」というメッセージが医療券に印字されますので、患者には通院での治療を促してください。

[印字されるメッセージ]

各区保健福祉センター等における決定結果	メッセージ
訪問診療が必要	※意見書訪問診療欄に記載あり
訪問診療が不要	※通院での加療をお願いします

5 継続医療

医療扶助を受けている被保護者が、承認期間後も引き続いて医療を必要とする場合は、再度、各種要否意見書の届出を求め前記2の例により医療の要否等について確認のうえ医療券が発行されます。

なお、本市においては、通常、継続分の各種要否意見書についてもシステムにより作成のうえ、前記4に掲載した医療券に同封し、各指定医療機関に送付します。

継続分の各種要否意見書については、前記2の記載事項にご注意いただき、被保護者への適切な援助や、迅速な医療要否判定を行うためにも、できる限り、前回の各種要否意見書の承認期間満了前月の10日頃までに該当の保健福祉センター等に提出してください。

例えば、現在の意見書承認期間が1～6月であり、7月以降も継続して医療を必要とする場合であれば、4月末頃に7月以降の意見書を送付します。現在の意見書満了月が6月ですので、その前月である5月の10日頃までに7月以降の意見書を提出していただければ、6月末頃に7月分の医療券を送付することとなります。

※約2か月後の病状についての意見書を記入することになりますので、記入が困難である場合はこの限りではありません。

[参考] 医療扶助決定手続き標準事務処理

現行の医療扶助事務手続きを簡単に図解すれば次のとおりです。

医療扶助事務手続き(一般的なもの)

